

令和5年度  
吹田市包括外部監査業務  
公募型プロポーザル実施要領

---

---

吹田市行政経営部

企画財政室

令和4年7月

## 目次

---

1	業務等の概要	3
2	プロポーザル参加資格要件	4
3	選定等のスケジュール	4
4	実施要領の配布	5
5	質問の受付及び回答	5
6	参加申込書の受付	6
7	参加資格審査	7
8	企画提案書等の提出	7
9	選定	9
10	結果の公表等	10
11	契約の締結等	11
12	その他	12
13	問合せ先	12

## はじめに

本要領は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 27 に規定する外部監査契約を締結すべき者の候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

## 1 業務等の概要

項目	内容
業務名	吹田市包括外部監査業務
業務目的	吹田市では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づく包括外部監査契約を締結し、外部監査人による監査の実施を予定しています。 包括外部監査は、市の財政に関する事務の執行等について、包括外部監査人（地方公共団体に属さない外部の専門的な知識を有する者）が、独自に監査テーマ（地方自治法第 252 条の 37 の規定による「特定の事件」をいう。以下同じ。）を選定し、監査するものです。
業務内容	地方自治法第 252 条の 37（包括外部監査人の監査）に基づき監査を行い、市長等に対し監査結果に関する報告書を提出していただきます。 詳細は別紙Ⅰ「吹田市包括外部監査業務仕様書」とおり。
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで ただし、監査結果報告書の提出は令和 6 年 1 月上旬とします。
実施場所	吹田市役所
提案募集方法	公募型プロポーザル方式 見積金額が委託料の上限を超えないものについて、提出された提案書、見積書及び面接・プレゼンテーションについて、審査を行います。
包括外部監査人の募集人数	1 人
委託料上限	金 12,100,000 円（消費税及び地方消費税を含む。） 上記金額を超える提案は、失格（選定対象からの除外）とします。

項目	内容	
契約保証金	契約保証金については、吹田市財務規則（昭和 39 年吹田市規則第 14 号）第 113 条第 2 項第 2 号の規定により、契約金額の 100 分の 5 以上とします。ただし、同条第 3 項第 1 号の規定に該当する場合は、減額することがあります。	
委託料の支払方法	監査の結果に関する報告の提出後に、一括で支払うものとしします。	
発注者及び提案募集事務局	発注者	吹田市長 後藤 圭二
	提案募集事務局	吹田市役所 行政経営部 企画財政室 （行政改革・管理グループ） 〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号 高層棟 5 階 TEL 06-6384-1743 E-mail kikakubu@city.suita.osaka.jp

## 2 プロポーザル参加資格要件

- (1) 参加者は次のア～エに掲げる資格要件の全てを満たす者としします。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- イ 所得税及び消費税に未納がないこと。また、市内在住の者にあつては、市税に未納がないこと。
- ウ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- エ 地方自治法第 252 条の 28 第 1 項各号又は第 2 項に該当し、平成 24 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに、包括外部監査人又は補助者として、他の自治体で包括外部監査業務に従事し、業務を完了した経験がある者。
- オ 地方自治法第 252 条の 28 第 3 項各号に定める欠格条項に該当しない者。
- (2) 参加者は、委託候補者決定までの間に、(1) に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとしします。

## 3 選定等のスケジュール

項目	日程
(1) 実施要領の公表	令和 4 年 7 月 20 日（水）

項目	日程
(2) 参加申込書の受付	令和4年7月20日(水)から 令和4年8月9日(火)まで
(3) 質問の受付	令和4年7月20日(水)から 令和4年7月27日(水)まで
(4) 質問の回答	令和4年8月3日(水)
(5) 参加資格審査結果通知	令和4年8月16日(火)
(6) 企画提案書の提出	令和4年8月17日(水)から 令和4年8月31日(水)まで
(7) 提案内容の審査 面接・プレゼンテーションの 実施	令和4年10月上旬
(8) 選定結果通知	令和4年10月下旬
(9) 監査委員の意見聴取	令和4年11月下旬頃
(10) 仮契約の締結	令和5年1月下旬頃
(11) 議会への提案	令和5年2月中旬頃
(12) 契約期間開始日	令和5年4月1日

## 4 実施要領の配布

### (1) 配布期間

令和4年7月20日(水)から令和4年8月9日(火)まで

### (2) 配布方法

実施要領は、吹田市ホームページに掲載します。

吹田市ホームページ(「トップページ」→「部課組織一覧」→「企画財政室」  
→「新着情報」)からダウンロードして使用してください。

## 5 質問の受付及び回答

質問がある場合は、以下の手順により、書類を提出してください。

項目	内容	
(1) 質問の受付	提出書類	質問書〈様式12〉
	受付期間	令和4年7月20日(水)から令和4年 7月27日(水)午後5時30分まで【必 着】(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

項目	内容	
	提出方法	持参又は電子メール (開庁時間:午前9時から午後5時30分まで) ※質問に対する迅速な回答のため、郵送による質問の受付は行わないこととします。
	電子メールで提出する場合の留意事項	ア 件名は「包括外部監査業務に関する質問」としてください。 イ 送信トラブルを避けるため、送信後、必ず電話により着信の確認を行ってください。
	提出先	提案募集事務局(詳細は「Ⅰ業務等の概要」の提案募集事務局を参照)
(2)質問に対する回答	令和4年8月3日(水)に、回答書により、質問者に対し、質問書に記載されたメールアドレス宛てに、電子メールにて回答します。 また、吹田市行政経営部企画財政室ホームページに回答を掲載します。	

## 6 参加申込書の受付

参加を希望する人は、以下の手順により、書類を提出してください。

項目	内容
(1) 提出書類	ア 参加申込書〈様式1〉
	イ 経歴書〈様式2〉
	ウ 資格取得年月日を証明する書類
	エ 納税証明書※ <sup>1</sup>
	オ 【市内在住のみ】 市税の納税状況調査に関する同意書〈様式3〉
	カ 包括外部監査に関する業務実績〈様式4〉
	キ カに係る契約書の写し※ <sup>2</sup>
	ク カに係る包括外部監査人補助者としての実績を証明する書類の写し※ <sup>3</sup>
	ケ 宣誓書〈様式5〉
(2) 提出部数	各2部(原本1部、副本1部)
(3) 提出期間	令和4年7月20日(水)から令和4年8月9日(火) 午前9時から午後5時30分まで(必着) (土曜日・日曜日・祝日を除く。)

項目	内容
(4) 提出方法	持参又は郵送※4
(5) 提出先	提案募集事務局（詳細は「Ⅰ 業務等の概要」の提案募集事務局を参照）

※1 未納税額のない証明として、申請日前3か月以内に所轄の税務署で発行された「所得税・消費税（個人）の納税証明書（その3の2）」（写し可）を提出してください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、提出が困難な場合には、今年度に限り、「納税の猶予許可通知書」又は「納税猶予の記載がある納税証明書（その1）」でも可とします。

※2 平成24年4月1日から令和4年3月31日までに、包括外部監査人として従事し、完了した実績がある場合、業務全てについて、提出してください。

※3 平成24年4月1日から令和4年3月31日までに、包括外部監査人補助者として従事し、完了した実績がある場合、その実績を証明する書類の写しを全て提出してください。

※4 郵送で提出する場合は、特定記録郵便など、記録が残る形で郵送してください。

※5 包括外部監査人として実際に本業務に従事する人が、申込を行ってください。

## 7 参加資格審査

申込書を提出した人に対して、参加資格審査を実施し、令和4年8月16日（火）に参加資格審査結果を郵送及び電子メールにて通知します。

参加資格がないと認められた者については、その理由を付して通知します。

## 8 企画提案書等の提出

以下の手順に従い、書類を提出してください。

項目	内容
(1) 提出書類	ア 企画提案書〈様式6〉 様式6を表紙とし、提案内容は様式7～11に記載してください。
	イ 監査に対する姿勢・考え方〈様式7〉
	ウ テーマの選定及び監査手法〈様式8〉
	エ 実施体制及び運営〈様式9〉
	オ 監査の実施計画〈様式10〉
	カ 見積書〈様式11〉
(2) 提出部数	各9部（原本1部、副本8部）

項目	内容
(3) 提出期間	令和4年8月17日(水)から令和4年8月31日(水) 午前9時から午後5時30分まで(必着) (土曜日・日曜日・祝日を除く。)
(4) 提出方法	持参又は郵送※ <sup>1</sup>
(5) 提出先	提案募集事務局(詳細は「1 業務等の概要」の提案募集事務局を参照)
(6) 提案書等に関する留意事項	<p>ア 企画提案書等の作成は、参加者自身で行ってください。</p> <p>イ 提案書は、様式を用いて横書きで作成し、A4サイズ of 用紙に両面印刷で行ってください。</p> <p>ウ 文字サイズは11ポイント以上とし、多色刷りは可としますが、モノクロ複写・印刷する場合でも見やすくなるように配慮してください。</p> <p>エ 提案内容(様式7~10)は、必ず枠内に収まるように記載してください。</p> <p>オ 提案内容(様式7~10)には上部に申込番号(参加資格審査結果通知書に記載)を記載し、参加者の氏名や、所属法人名等所属先がわかるような表示はしないでください。</p> <p>カ 見積書(様式11)の原本については、必ず押印してください。</p> <p>キ 鉛筆による記載は認めません。</p>
(7) 提案に係る失格事項	<p>次の行為があった場合は失格(選定対象からの除外)とします。</p> <p>ア 複数の企画提案書を提出すること。</p> <p>イ 所定の企画提案書以外の書類を提出すること。</p> <p>ウ 委託料上限金額を超える提案を行うこと。</p> <p>エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。</p> <p>オ 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。</p> <p>カ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。</p> <p>キ 選定終了までの間に、他の参加者に対して、企画提案の内容を意図的に開示すること。</p> <p>ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。</p>

※1 郵送で提出する場合は、特定記録郵便など、記録が残る形で郵送してください。



## 9 選定

---

### (1) 選定委員会の設置

「吹田市外部監査人選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、企画提案書等の内容を基に審査を行い、委託候補者（1者）及び次点者（1者）を選定します。

なお、参加者が1者の場合も審査を行います。

※選定委員会は非公開とします。

### (2) 面接・プレゼンテーションの実施

選定委員会において、企画提案内容に関する審査に当たり、参加者と面接し、提案内容の説明を受けるため、次のとおり、面接・プレゼンテーションを実施します。

#### ア 実施予定日

令和4年10月上旬

※実施場所及び実施時間は、個別に連絡します。

※参加できない者は失格とします。

#### イ 時間配分

面接・プレゼンテーション時間は、1人30分～50分程度とします。面接・プレゼンテーション当日は、初めに企画提案書の概要を10分程度で説明してください。

#### ウ その他

(ア) 出席者は1提案当たり1人とします。

(イ) 必ず申込者本人が出席してください。

(ウ) パワーポイントを使用しての説明は不可とします。

(エ) 追加の資料配付は認めません。

(オ) 所属先を特定できるようなもの（バッジ等）を身につけないでください。

### (3) 審査

選定委員会において、別紙2「1 審査基準」に示す審査項目、審査の視点及び配点等に基づき、審査を実施します。

各委員の審査配点は、企画提案（70点）＋面接（20点）＋価格（10点）の合計100点満点とします。

### (4) ヒアリングの実施

必要に応じて、参加者に対してヒアリングを実施することがあります。面接・プレゼンテーションとは別に行うもので、必ずしも全ての参加者に対して行うものではありません。ヒアリングを行う場合、注意事項や日程等、詳細については、別途、対象者に書面で通知します。

### (5) 委託候補者等の選定

別紙2「2 選定の手順」により、委託候補者及び次点者を選定します。

また、各委員の合計点数の平均点が100点満点中、60点に満たない場合は選定しないものとします。

## (6) 選定結果通知

選定後速やかに選定結果を記載した文書を郵送します。

### ア 委託候補者への通知

文書により委託候補者である旨を通知します。

### イ 次点者への通知

文書により次点者である旨を通知します。

### ウ 上記ア及びイ以外の者への通知

文書により非選定の旨を通知します。

## (7) 非選定理由に関する事項

選定の結果、委託候補者として選定されなかった参加者は、選定結果についての書面が、吹田市から通知された日の翌日から起算して7日以内必着（土曜日・日曜日・祝日を除く）で、書面により、吹田市に説明を求めることができます。

吹田市は、説明を求められたときは、参加者が説明を求めることができる最終日の翌日から起算して、10日以内（土曜日・日曜日・祝日を除く）に、書面により回答します。なお、意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しないことがあります。

また、選定結果についての異議は受け付けません。

## 10 結果の公表等

---

### (1) 吹田市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに従い、契約の締結後、次の各号に掲げる事項を公表します。

ア 最優秀提案者（委託候補者）名並びにその提案金額と審査点

イ 全参加者の氏名（申込順）

ウ 全参加者の各委員の審査点及び順位付け（委託候補者以外はアルファベット表示とする。）

エ 審査項目・基準、配点

オ 選定委員会委員の役職名

カ 選定委員会の会議録の概要

キ その他必要な事項

### (2) 公表方法

本提案の選定結果は、行政経営部企画財政室、行政資料閲覧コーナー及び吹田市ホームページの「契約・入札」欄の「プロポーザル案件情報」において閲覧に供する方法により行います。

### (3) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属します。ただし、本プロポーザルの参加に係る提出書類を対象にした開示請求があった場合は、吹田市情報公開条例（平成14年吹田市条例第10号）の規定に基づき、対応します。

イ 契約締結に関して議会に提案する際に、議会での十分な審議のため、選定過程を資料として取りまとめ、議案参考資料等として市議会に提出することがあります。

## 11 契約の締結等

---

(1) 委託候補者を選定後、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により吹田市監査委員へ意見聴取を行います。

(2) 吹田市監査委員への意見聴取後、吹田市議会へ包括外部監査契約に係る議案を提出するまでに、市と委託候補者との間で業務内容の細部について協議を行い、仮契約を締結します。

仮契約は、令和 5 年 2 月吹田市議会定例会の議決に伴い、本契約として効力を有します。

ただし、委託候補者が吹田市の指定する期日までに、吹田市と契約を締結しない場合、吹田市監査委員への意見聴取の結果、当該委託候補者と契約手続を行わないことを決定した場合、又は参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合は、吹田市は委託候補者に代わって次点者と契約の手続を進めることができるものとし、なお、次点者の地位は、委託候補者との契約成立をもって消滅するものとし、この場合はその旨を書面で通知します。それまでの間、第三者に当該次点者の地位を移転することはできません。

(3) 吹田市議会の議決が得られないこと等により契約締結に至らない場合であっても、吹田市は、委託候補者に対して何ら責任を負わないものとし、

(4) 契約締結後、市長は、地方自治法第 252 条の 36 第 6 項の規定により告示します。

(5) 契約締結者は本業務について、第三者に委任し、又は請け負わせてはいけないものとし、

(6) 契約締結者は、業務遂行により得た書類、情報について知り得た知識、情報等を第三者に漏らしてはなりません。なお、契約終了後も同様です。万一、違反した場合には、地方自治法第 252 条の 31 第 4 項に基づき、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処されることとなります。

(7) 契約は年度単位となり、各年度において選定委員会における了承のほか、監査委員の意見聴取及び議会の議決を要するため、3 年間継続した契約を保証するものではありません。

(8) その他、契約に係る企画提案書等の必要な見直し、業務を実施する上で新たに発生した事項については、両者で協議した上で対応するものとし、

## 12 その他

---

- (1) 本プロポーザルの参加申込及び企画提案に係る費用は、全て申込者が負担するものとします。
- (2) 本プロポーザルに参加する人は、委託候補者決定後において、本要領等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 提出書類は返却しません。(書類は適正に処理します。)
- (4) 提出期限以降の書類の差替え、修正等は認めません。
- (5) 本プロポーザルの参加申込を取り下げる場合は、速やかに提案募集事務局まで連絡するとともに、辞退届(様式13)を提出してください。  
なお、辞退した者はこれを理由として不利益な扱いは受けることはありません。

## 13 問合せ先

---

### ■提案募集事務局

吹田市役所 行政経営部 企画財政室(行政改革・管理グループ)

〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

TEL: 06-6384-1231(代表)

06-6384-1743(直通)

E-mail: [kikakubu@city.suita.osaka.jp](mailto:kikakubu@city.suita.osaka.jp)